

指定校変更の判断基準について(矢巾町教育委員会)

平成19年2月策定、平成25年2月改定

該当事項	内 容	許可期限	添付書類
転居	在学中に転居し、学区が変更になったが、引き続き従来の学校へ通学を希望する場合	小学校第1学年から第4学年は学年末まで 小学校第5・6学年は卒業まで 中学校全学年は卒業まで	無
転居予定	転居により、学区の変更が予定され、あらかじめ転居予定先の学校へ通学を希望する場合	申請から1年以内の転居予定日まで	売買契約書や賃貸契約書等
共働き家庭	保護者の就労等により、放課後家に誰もいないため、祖父母や親戚に預け、預け先の学区の小学校へ通学を希望する場合	小学校卒業まで	保護者の就労証明や預かり者の承諾書等
兄弟姉妹	すでに指定校変更が認められている兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟姉妹の許可期限まで	無
教育的配慮	家庭の事情等によりやむを得ないと認められる場合や、教育委員会が特に必要と認める場合(いじめ・不適應等)	必要と認められる期間	保護者の申立書や学校長の意見書など確認に必要な書類

※指定校変更とは：矢巾町に住む児童生徒に対して、学区以外の学校への通学を認める制度

※区域外就学とは：矢巾町以外の市町村に住む児童生徒に対して、矢巾町立の学校へ通学を認める制度

→区域外就学の判断基準は概ね指定校変更に準じますが、詳しくは教育委員会学務課へ相談願います